

保護者の皆様へ（連絡事項）【保健室】出席停止のお知らせ及び登校許可について

生徒について以下の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法により、出席停止とします。この期間は、欠席扱いにはなりません。外出を避け、安静に過ごして下さい。

治癒後の登校にあたっては、感染の恐れがない状態で（別添の「学校保健安全法施行規則による感染症の出席停止期間の基準」を参照のこと）、登校させていただきますようお願いいたします。

なお、その際、「感染症罹患及び治癒についての報告」（インフルエンザだけは別用紙）に必要事項の記入、保護者の押印、薬の内容（薬の名前、本人の氏名、処方された期日）が分かる書類等を貼付の上、登校後、速やかに担任へ提出してください。提出されない場合は、出席停止の扱いにはなりませんので御承知おきください。

〈参考〉学校保健安全法施行規則による感染症の出席停止期間の基準

	感染症の種類	期 間
第一種	エボラ出血熱 新型コロナウイルス感染症 他	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで